

# 金融商品会計の再構築 (その1)

## 「世界金融危機と会計基準の見直し要請」

キーワード 世界金融危機, サブプライム・ローン, 証券化商品, 市場流動性, 公正価値(時価), G20

中京大学経営学部教授 吉田 康 英

### はじめに

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下「IASB」) 及び米国会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下「FASB」) は、金融商品の会計基準の見直し作業を精力的に進めている<sup>1</sup>。金融商品の会計基準について、IASB は1989年に当時の国際会計基準委員会及びカナダ勅許会計士協会が共同にて金融商品プロジェクトを発足、1995年にIAS32、1998年にIAS-39を公表、両基準をもって認識、測定及び開示を含む包括的な会計基準を策定している。FASB は1986年に開示、測定、負債と資本の区分の3段階にて対応する金融商品プロジェクトを発足、開示段階では1990年にSFAS105、1991年にSFAS107、1994年にSFAS119を公表している。次いで測定段階では、1993年にSFAS114及びSFAS115、1998年にSFAS133を公表、加えて1996年には認識の中止に関するSFAS125を公表している。当時の国際会計基準であるIAS32及びIAS39の内容は、細部は異なるものの、実質的にはこれら米国会計基準のダイジェスト版といえるものであった<sup>2</sup>。

このように金融商品の会計基準の基本的な枠組みは1990年代後半に確立され (その後数度

の改正あり)、日本会計基準にも大きな影響を与えつつ、会計慣行として定着してきた経緯がある<sup>3</sup>。この流れに変化を与えた出来事が2007年から顕在化した世界金融危機であり、20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議 (Group of Twenty, 以下「G20」) 等は世界金融危機を招いた背景の一つに会計基準の不備があるとして、IASB等に対して会計基準の見直しを要請している。会計慣行として定着段階にあったものからの変更は相当の労力を要するが、その契機となった世界金融危機を会計の視点から検証することは、金融商品会計の再構築、すなわち見直しの方向性等の適否判断に際して必要不可欠である。

したがって、本稿では金融商品会計の再構築に際して、その発端となった世界金融危機の発生から拡大の流れ、それを受けたG20による会計基準見直し要請と会計基準設定主体による暫定対応を考察する。

### 1. 世界金融危機の概要

2007年夏にアメリカで顕在化したサブプライム・ローンの信用劣化による住宅金融市場の混乱は、金融市場全体の混乱へと広がっていった。さらに2008年9月のアメリカ大手投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻を契機とし

て、先進諸国のみならず新興国を含む 100 年に 1 回の規模と称されるほどの世界金融危機に発展した。ここでは世界金融危機の発生から拡大に至る流れを節目毎に概括していく。

### 1.1 アメリカ発のサブプライム・ローン信用危機による予兆

アメリカでは 2005 年頃からの住宅ローン金利の上昇・住宅価格上昇率の低下等を背景として、債務者はペイメント・ショックと担保価値下落のダブルパンチを受ける形となり、サブプライム・ローンの延滞率は上昇に転じた<sup>4</sup>。サブプライム・ローンの延滞率の上昇は、同資産を裏付けとする証券化を通じて資金調達をしていた住宅ローン会社の資金繰りを悪化させた。この資金繰りの悪化によって、2006 年 12 月にはアメリカの中堅住宅ローン会社オーニット・モーゲージ・ソリューションが経営破綻に至り、2007 年 8 月には最大手住宅ローン会社カントリーワイド・ファイナンシャルの経営悪化が表面化した<sup>5</sup>。

このような状況において、格付機関はサブプライム・ローンを裏付けとする証券化商品の格付を大幅に引き下げた。たとえば、ムーディーズ社は 2007 年に入って最上位格付 (Aaa) であった 198 種類のサブプライム・ローン証券化商品の格下げを実施、そのうち 30 種類は 10 段階以上の引き下げにて投資不適格の水準となった。格付機関の格下げにて買い手を失ったサブプライム・ローン証券化商品市場の流動性は急速に悪化し、売り手は通常での換金が困難となり、投げ売りで稀に成立した売買価格は更に安値を更新する等、市場は正常な値付けができないほどに混乱して機能不全に陥った。

### 1.2 パリバ・ショックによる信用危機から金融危機への転換

世界金融危機の予兆であるアメリカ発のサブプライム・ローンの信用リスクの劣化に起因した証券化商品の格付の引き下げ、関連金融機関の経営悪化等の影響はヨーロッパに伝播した。2007 年 8 月にヨーロッパ大手金融機関の BNP

パリバは、正常な値付けができない機能不全の市場環境下ではサブプライム・ローン証券化商品の適正価値の算出が困難であること等を理由に傘下の 3 つの投資ファンドの償還を凍結した<sup>6</sup>。いわゆるパリバ・ショックであり、これを契機にアメリカ発のサブプライム・ローン問題はヨーロッパ金融市場に影響を及ぼし、2007 年 8 月のドイツ IKB 産業銀行への支援や 2007 年 9 月のイギリスのノーザンロック銀行の取り付け騒ぎ等といったように、一部の金融機関の信用不安やそれに伴う金融市場の混乱を引き起こした<sup>7</sup>。これらの影響から 2007 年 12 月にはアメリカやヨーロッパの短期金融市場の流動性が逼迫、2008 年 3 月にはサブプライム・ローン証券化商品を営業の主軸にしていたアメリカ大手投資銀行ベア・スターズの経営が悪化したため、ニューヨーク連邦準備銀行が緊急融資を行うことで救済、最終的には JP モルガンに吸収合併される騒動に至った<sup>8</sup>。

### 1.3 リーマン・ショックによる世界金融危機への拡大

アメリカ大手投資銀行のリーマン・ブラザーズは、2000 年代に入って不動産貸付及び不動産証券化商品を中心とする資金運用にて業績を伸ばした<sup>9</sup>。しかしながら、2008 年のサブプライム・ローン証券化商品の時価下落は同社の経営を直撃し、2008 年第 2 四半期には 28 億ドルの損失を計上、同年 9 月 10 日公表の第 3 四半期の決算見込みでは 39 億ドルの損失に達した。リーマン・ブラザーズは、これまでの営業の主力であった不動産貸付及び不動産証券化商品を中心とする投資運用部門等を売却する方針を発表し、アメリカ政府と連邦制度準備委員会 (Federal Reserve Board, 以下「FRB」) の仲介を受けて複数の金融機関と同社の売却交渉を始めた。しかしながら交渉はとん挫し、リーマン・ブラザーズは 2008 年 9 月 15 日に連邦破産法第 11 条の適用を申請して経営破綻に至った。また、アメリカ大手投資銀行のメリル・リンチも、アメリカ大手商業銀行バンク・オブ・アメリカに買収されることを発表した。

経営破綻した場合の影響が大きすぎてつぶせない (Too big to fail), 仮に経営破綻となってもベア・スターンズのように最終的にはアメリカ政府やFRBが救済するとの市場の大方の予想を裏切る形でアメリカ大手投資銀行リーマン・ブラザーズが破産申請に至ったことから、国際金融市場の緊張は一気に高まり、その影響は新興国にも連鎖して世界金融危機につながった。リーマン・ブラザーズによる連邦破産法第11条の適用申請は、大手金融機関でも経営破綻リスクがあることを市場関係者間で強く認識させた結果、金融機関は相互不信に陥っていった。リーマン・ブラザーズの経営破綻前である2008年9月までの金融危機は、サブプライム・ローン問題に起因する短期金融市場の流動性低下や一部金融機関の信用不安程度にとどまっていた。これに対して、同社の経営破綻後である2008年9月以降は世界の金融システム全体をゆるがす問題に拡大、更に深刻化していった(内閣府, 2008, 第1章)。

#### 1.4 AIGの経営危機とクレジット・デリバティブの存在

アメリカ政府及びFRBはリーマン・ブラザーズを救済しなかった一方、大手保険会社 American International Group, Inc. (以下、「AIG」)については、同社からの緊急支援融資の要請を受けて救済措置を発動した<sup>10</sup>。具体的にはリーマン・ブラザーズが連邦破産法第11条の適用を申請した2008年9月15日の翌日の16日に、FRBはAIG株式の80%を取得できる権利を取得した上で同社に最大850億ドルの融資枠を付与している。AIGが保有するサブプライム・ローン証券化商品の評価損は2007年第3四半期から2008年第2四半期の1年間で248億ドルとなり、2008年6月末の同社の自己資本の32%相当に至った。リーマン・ブラザーズが経営破綻した2008年9月15日の翌日のAIGの株価は1.25ドルまでに急落、終値は4.76ドルに戻ったものの、2008年初の株価は60ドル程度であったことから、その値下がりが大幅であったことがわかる。リーマン・ブ

ラザーズ及びAIGとも、経営危機に至った原因はサブプライム・ローン証券化商品と同じであったにも関わらず、FRBがAIGを救済した背景には、同社はFRBからの借入返済が可能だけの資産を有していることのほか、クレジット・デフォルト・スワップ (Credit Default Swap, 以下、「CDS」)の売り手としてプロテクションを幅広く提供していたことにある<sup>11</sup>。CDSの世界的な売り手であるAIGが破綻すれば、債務不履行の損失を肩代わりしてくれると信じていた多くのプロテクションの買い手がパニックに陥る可能性が高く、その結果として世界金融市場が麻痺状態となって金融機関等が連鎖倒産する世界金融恐慌を招きかねないとの判断があったとされる。リスクに対するヘッジ手段の提供者が破綻すれば、リスクをヘッジしたはずのもう一方の当事者は、肝心の時にリスクにさらされることになる。このため、AIGの信用不安の高まりは、CDSというデリバティブを通じて市場全体のカウンターパーティ・リスクを再認識させたことになる。

## 2 各国政府・規制当局及びG7による危機対応

### 2.1 各国政府・規制当局による緊急支援

リーマン・ショックを受けてアメリカやヨーロッパの大規模金融機関の経営危機が表面化したことから、各国当局は世界金融危機の伝播を阻止すべく、個別の問題金融機関に対して巨額の財政資金による資本注入の実施、不良資産の買い取りのほか、ゼロ金利政策等の金融緩和措置を実施した。あわせて世界的な需要減少に伴う急速な景気減速に対応するため、各国において大規模な財政政策が実施された。アメリカでは銀行が保有するサブプライム・ローン証券化商品の買い取りで損失に歯止めをかけることで、自己資本の大幅減少による倒産防止を目的とした金融安定化法 (Emergency Economic Stabilization Act of 2008) 案を2008年10月に下院に提出、可決されたことからアメリカ政府は公的資金による銀行からの不良資産買い取りを

決定した。この金融安定化法に基づく公的資金総枠 7,000 億ドルのうち、2,500 億ドルは資本注入枠に割り当てられ、2008 年 10 月下旬には主要 9 銀行に合計 1,250 億ドルの公的資金による資本注入が実施された。

ヨーロッパの各国政府は、2008 年 10 月 12 日の緊急首脳会議において、それまでの各国政府によるばらばらな対策を反省し、翌 13 日には一斉に金融安定化政策を発表した。発表されたフランス及びドイツによる資本注入と銀行債務に対する政府保証の総額は、それぞれ 3,600 億ユーロと 4,800 億ユーロ、合計は 8,400 億ユーロに上った。その後、ドイツではバイエルン州銀行と民間大手のコメルツ銀行、フランスではクレディ・アグリコル、BNP パリバ、ソシエテ・ジェネラルなどの大手 6 行が資本注入を申請した。スペインは 300 億～500 億ユーロの資本注入と 1000 億ユーロの銀行債務保証をそれぞれ用意すると発表、スイスは金融最大手 UBS に 60 億スイスフランの資本注入を実施した。

## 2.2 G20 を通じた協調対応

世界金融危機を受けて、各国政府・規制当局は自国金融機関に対して緊急支援を行う一方、世界規模での危機の拡大及び実体経済への悪影響を食い止めるため、他国と協調による資金供給や G20 レベルでの金融市場安定化のための行動計画の策定等の協調対応を行っている。

### 第 1 回 G20 金融サミット (ワシントン)

2008 年 11 月には、アメリカのワシントン D.C. において「金融・世界経済に関する首脳会合 (以下「金融サミット」)」が開催された<sup>12</sup>。本会合では、世界金融危機の原因の解明、各国の対応策と今後取るべき措置に加えて、危機の再発防止に向けた改革の基本原則及び優先すべき事項等の議論がなされた。これらの議論の成果は、「金融・世界経済に関する共同声明」として発出されている (外務省、2008)。

本共同声明は 5 つの共通原則からなっており、「金融危機は一貫性に欠けた不十分な金融規制・

監督の結果で生じたもの」として、金融規制・監督体制の強化を指摘している。なお、本共同声明は 2008 年 4 月に開催された金融安定化フォーラム (Financial Stability Forum, 以下「FSF」) による提言 (2008 年 4 月及び同年 10 月のフォローアップ) が柱になっている (FSF, 2008)。FSF の提言によると、各国蔵相に対して、規制が生み出す景気循環増幅効果の緩和、仕組み金融商品等に適用する国際的な会計基準の見直し、CDS 清算機関等のインフラ整備による店頭デリバティブの透明性向上とシステミックリスクの削減、金融機関の報酬体系の見直し等を求めている。

### 第 2 回 G20 金融サミット (ロンドン)

2008 年 11 月にワシントンで開催された第 1 回 G20 金融サミットに続き、2009 年 4 月にはロンドンで第 2 回目となる G20 金融サミットが開催された。公表された共同声明では、金融監督・規制の見直しについて、金融安定理事会の創設、国際協調の促進、健全規制に向けた国際的な枠組みの強化 (自己資本規制、流動性管理等)、ヘッジファンド規制の強化 (登録制の導入等)、報酬制度に対する FSF 原則の実施 (取締役会の報酬制度への関与拡大、リスク調整型報酬制度の導入等)、関連国際機関による非協力的な国・地域の特定と効果的な対抗措置の策定 (タックスヘイブンの取引報告等)、会計基準の見直し (公正価値会計の枠組みの見直し、金融商品の評価基準の改善等)、格付機関規制の強化 (登録制の導入、格付プロセスの開示等) が盛り込まれている (外務省、2009a)。この共同声明を受けて、FSF は機能の拡充・強化を図るため、G20 参加国全てが参加する金融安定理事会 (Financial Stability Board, 以下「FSB」) に改組された。なお、FSF は本共同声明の柱となった「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応 (FSF, 2009a)」、「健全な報酬慣行に関する原則 (FSF, 2009b)」及び「危機管理における国際的連携に関する原則 (FSF, 2009c)」に関する報告書を公表している。このうち、「金

融システムにおける景気循環増幅効果への対応」に関する報告書では、新たな自己資本規制の枠組みにおいて経済状況に応じた銀行の自己資本水準の変更の柔軟性、すなわち好況時には自己資本の水準や質を引き上げ、不況時には引き下げを可能とするほか、貸倒引当金についても好況時には積み増し、不況時には取り崩しを可能とすることを提言している。

### 第3回 G20 金融サミット（ピッツバーグ）

2009年9月には、アメリカのピッツバーグにて第3回目となるG20金融サミットが開催された。ここでは金融システムの強化を図るため、銀行資本の量と質の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制する観点から国際的に合意されたルールを2010年末までに確定することを公表した。国際的金融規制システムの強化のために取り組む課題としては、質の高い資本の積み上げと景気循環増幅効果の抑制、金融安定化に資する報酬慣行の改革、店頭デリバティブ市場の改善、2010年までにクロスボーダーの金融機関破綻処理と金融システム上で重要な金融機関に対する取り組みの実施、会計基準の改善等が挙げられている（外務省、2009b）。なお、本会合の直前に開催された中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（The Group of Central Bank Governors and Heads of Supervision, 以下「GHOS」）は、銀行の規制・監督及びリスク管理の強化に向けて「世界的な銀行危機に対する包括的な対応（GHOS, 2009）」を公表している<sup>13</sup>。同対応では銀行セクターの規制強化に向けて、景気連動性を抑制するような最低水準を上回る資本バッファの導入を含むパーゼルの大枠が示されたほか、期待信用損失に基づくフォワードルッキングな引当金制度の導入が指摘されている。

## 3 会計基準設定機関による対応

### 3.1 G20による会計基準の見直し要請

前述のように、G20は世界金融危機による市場の混乱原因の一つに会計基準の不備を掲げ

るとともに、IASBに対して見直しを要請している。2008年11月の第1回G20金融サミット（ワシントン）に先駆けて開催されたFSFは、金融危機に関連した会計基準の不備を指摘するとともに、その対応策を提言している（FSF, 2008）。具体的には次の通りである。

#### 公正価値の測定及び開示に関する会計基準の見直し

世界金融危機による市場の混乱は、公正価値の測定及び開示が脆弱であったこと、市場の価格発見機能が低下した際の公正価値の測定に問題があったことから、FSFはIASBに対して次の事項を提言している。

- ・公正価値の測定手法及び測定に伴う不確実性に関する開示基準の強化
  - ・市場が活発でない状況における公正価値の測定指針の充実、測定手法のベストプラクティスの収集や測定指針作成を支援する専門家による助言委員会の設置
- #### オフバランス事業体に関する会計及び開示基準の見直し

証券化ビジネスに関連してオフバランス事業体に著しく大きなリスクエクスポージャーが蓄積され、悪化した段階で露見したことから、FSFはIASBに対して次の事項を提言している。

- ・オフバランス事業体の明確な取り扱いと潜在的なリスクの明確な開示
- ・オフバランス事業体に対する会計・開示基準の早期改善と国際的なコンバージェンスに向けた他の会計基準設定機関との協力体制の確立

2009年4月の第2回G20金融サミット（ロンドン）では、会計基準設定機関に対して、公正価値会計の枠組みには再同意するとともに、保有期間と流動性を考慮した金融商品の評価基準の改善を勧告している。さらに会計基準が有する景気循環増幅効果に対するFSFからの指摘を受けて（FSF, 2009a）、会計基準設定機関に対して2009年末までに次の項目に対処することを勧告している。

- ・金融商品の会計基準の複雑性の緩和
- ・より広い範囲の信用情報を反映した貸倒引当金の計上
- ・オフバランス・エクスポージャー及び評価の不確実性に関する会計基準の改善
- ・専門家との協同による国際的な評価基準の適用の明確化と一貫性の達成
- ・高品質を維持した会計基準の世界的な単一化に向けた作業計画の確立
- ・独立性を維持した会計基準の作成過程の枠組みの策定に向けた、IASB の構成の見直し及び規制当局や新興国市場を含む利害関係者の関与方法の改善

### 3.2 IASB 及び FASB による対応

世界金融危機の再発防止のため、G20 から会計基準の見直しを迫られた IASB は、FASB と共同して対応にあたっている。対応に際して IASB と FASB は世界金融危機助言グループ (Financial Crisis Advisory Group, 以下「FCAG」) の組成を要請し、FCAG からの勧告に基づいてコンバージェンスを意識した金融商品等の会計基準の見直し、さらには会計基準設定機関としての独立性や説明責任の強化に向けた活動を展開している。FCAG はヨーロッパ及びアメリカから各 1 名の 2 名の共同代表のもと、透明性の高い財務報告情報に関心があり、かつ国際金融市場での幅広い経験を有する 15-20 名の上級指導者にて構成され、FSB、バーゼル委員会、SEC 等がオブザーバーとして参加している。第 1 回会合は 2009 年 1 月に開催され、数度の会合を経て同年 7 月に最終報告書が公表されている (FCAG, 2009)。同報告書では国際的な会計基準の策定に際して考慮すべき、次の 4 つの基本原則及びそれに関連する勧告事項が示されている。

基本原則 1 : 有効な財務報告  
(Effective Financial Reporting)

財務報告は、業績及びビジネスの状況について、偏りがなく、透明かつ目的適合性を有する情報を提供することで、金融システムにおいて不可欠な役割を果たしている。有効な財務報告は、一貫性

を有する高品質の会計基準の公正な適用、厳格な監査及びこれらの基準の改善に依存する。財務報告は、投資家やその他の金融市場の参加者による資源配分の決定や規制当局にとって極めて重要な役割を果たすものである。財務報告の透明性及び完全性に対する全ての利用者の信頼は、世界経済の安定と健全な成長にとって極めて重要である。規制当局の基準は会計基準と異なるものの、財務報告に重要な影響を与え得ることから、両者の相違による影響は、財務報告の透明性と完全性を損なわない方法で開示しなければならない。

この基本原則 1 「有効な財務報告」に関連する勧告事項は、次の通りである。

- 1.1 IASB 及び FASB は、広い助言のもとで可及的速やかに金融商品の会計基準の簡素化及び改善を図るため、案件としての優先度を最大限に引き上げること
- 1.2 減損に見られるように、国際会計基準と米国会計基準は見解が異なることを認識するとともに、IASB 及び FASB はコンバージェンスに向けて努力すること
- 1.3 将来情報を積極的に反映した貸倒引当金となるように、IASB 及び FASB は金融商品プロジェクトにおいて発生損失モデルの代替モデル (期待損失モデルや公正価値モデル等) を検討すること
- 1.4 期待損失モデルの検討に際しては、財務報告の透明性を損なう利益操作を助長しないように注意すること
- 1.5 債務者自らの信用リスク変動に起因する債務の公正価値の増減について、IASB 及び FASB は金融商品プロジェクトにおいて、当該増減額を損益として認識することの是非を再検討すること
- 1.6 金融商品、連結/消滅及びリスク開示に係る会計基準は、規制当局にとっても極めて重要につき、IASB 及び FASB は引き続き規制当局と意見交換をすること
- 1.7 現行の発生損失モデルに代わって、将来情報を積極的に反映した代替モデルが開発された際には、会計基準と規制当局の基準間との乖離が縮小するかも

しれない。しかしながら、両者間の乖離が残る範囲において、IASB及びFASBは損益計算書を中心とする測定の影響によって財務報告の整合性を損ねることなく、規制当局からの要請である透明性を確保した追加的な引当方法を検討すること

- 1.8 金融商品プロジェクトの優先度を高めつつ、IASB及びFASBは連結/消滅（オフバランス問題）、MOUでの他の項目のコンバージェンス及び改善に向けて実効性がある作業を進めること
- 1.9 当面の間、FASBはオフバランスシートに関する新基準の修正及び遅滞ない実施に努めること
- 1.10 金融商品及び連結/消滅プロジェクトにおいて、その改善の方向性は内在するリスクの透明性を高める描写、とりわけ複雑な金融商品に目を向けること

基本原則2：財務報告の限界

(Limitations of Financial Reporting)

有効性のある財務報告は市場、投資家、アナリストに必要な不可欠な厳密性及び透明性を提供するが、規制当局等は提供された情報に完全に頼ることはできない。全ての利用者は財務報告の限界、すなわち業績は一定時点におけるスナップショットを提供するだけのものであり、マクロ経済成長に向けた完全な洞察を提供するものではないことを認識すべきである。また、財務報告は、適切なインフラのもとに十分に機能している市場からの信頼可能なデータの生成、資産及び負債評価について適切な価格の検証ができる金融機関や他の業態の利用に依存している。

この基本原則2「財務報告の限界」に関連する勧告事項は、次の通りである。

- 2.1 IASB及びFASBによる概念フレームワークの共同プロジェクトにおいて、両審議会は財務報告の限界を明確に認識すること
- 2.2 財務報告の利用者は、その限界を認識するとともに、自ら判断する姿勢やデューデリジェンスを決して止めないこと

- 2.3 全ての店頭市場、とりわけ仕組み商品やデリバティブ市場について、市場価格の透明性を助長する確固たるインフラの整備を適切な当局に求めること
- 2.4 事業体、とりわけ金融機関は、有効な価格検証プロセス及び資産・負債評価業務の改善に注力すること。価格検証の信頼性を高めるため、これを担当する部署は可能な限り、販売・トレーディング部署からの独立性を確保すること。

基本原則3：会計基準のコンバージェンス

(Convergence of Accounting Standards)

金融市場の世界的潮流の視点から、報告企業の地理的な所在地に関係なく、一貫性があり偏りがなく、透明かつ目的適合性を有する情報を提供できる高品質で世界的にコンバージェンスされた単一の財務報告基準の作成は極めて重要である。

この基本原則3「会計基準のコンバージェンス」に関連する勧告事項は、次の通りである。

- 3.1 IASB及びFASBは高品質な会計基準の維持及び強化の必要性の一環から、全ての努力をコンバージェンスに振り向けること。具体的には金融危機関連（金融商品と連結/消滅）及びMOUの他のプロジェクトについて可及的速やかに実行すること
- 3.2 国、金融市場参加者及び国際ビジネス関係者は、高品質を維持した単一セットの会計基準開発に向けて積極的に支援すること
- 3.3 IFRSの適用またはコンバージェンスが未だに完了していない全ての国は、実行可能かつ明確な導入計画を作成すること
- 3.4 会計基準がコンバージェンスされたとしても、財務報告の相違は国際または地域での監査基準の相違やその適用の相違から生じ得る。したがって、関連の国際組織はその旨を認識するとともに、会計基準設定機関と共同してコンバージェンスに向けた解決を図ること。

その際には国際的な会計事務所が重要な役割を果たすことが期待されること。

基本原則 4：会計基準設定機関の独立性と説明責任  
(Standard Setter Independence and Accountability)  
高品質で偏りが無い会計基準を作成するため、会計基準設定機関は不当なビジネス及び政治上の圧力から高度に独立した立場を維持する必要がある。そのためには、ステークホルダーの幅広い関与及び公益の視点からの監督を含む、適切なデュープロセスによる高水準の説明責任を有しなければならない。

この基本原則 4「会計基準設定機関の独立性と説明責任」に関連する勧告事項は、次の通りである。

- 4.1 現在進行している IASB 及び FASB 共同の金融商品プロジェクトは、両審議会とも 2009 年末に向けて最優先的な取扱いをしているが、その際のデュープロセスにおいて妥協すべきではないこと。FCAG は両審議会での審議過程のレビューを行う予定であり、その際には世界金融システム上で重視されている金融商品プロジェクトを担う会計基準設定機関がビジネス及び政治的な圧力を受けていないことが重要であると認識している。
- 4.2 緊急状況下での対応策について広範な承認が得られるように、IASB 及び FASB は簡便的なデュープロセスの適用が是認される条件を事前に定めておくこと。その場合においても、最大限の協議ができる実行可能な手続を開発しておくこと。
- 4.3 当面の間、公共の説明責任システムの一部として、政策立案者は会計基準設定機関に対して関心事項を伝えることができ、かつすべきであること。なお、会計基準が特定の結果を誘導することは差し控えるべきであり、そのような配慮は会計基準の作成過程や財務報告、ひいては金融システム全体の独立性に

対する信頼維持の観点から重要であること。

- 4.4 不当な圧力からの独立性を維持するため、IASB は十分な金額が公平かつ強制的に供給される、持続性がある資金体制を構築すること
- 4.5 監視委員会 (Monitoring Board) の権限維持のため、その構成は証券規制当局を含む広範な国々まで地理的に拡大すべきこと。

IASB 及び FASB は、FCAG が示した 4 つの基本原則及び関連する勧告事項を踏まえつつ、世界的に受け入れ可能な金融商品の会計基準の再構築作業を共同で行うことに合意した。なお、再構築に向けての具体的な進め方について、IASB は第 1 フェーズ「分類と測定」、第 2 フェーズ「減損の方法」及び第 3 フェーズ「ヘッジ会計」の 3 段階に分けて対応の上、完了したフェーズから部分的に IAS39 から IFRS9 に置き換える方法を採用している。これに対して、FASB はコンバージェンスの観点から、会計基準の見直しに係る審議は IASB と共同で行う一方、分類と測定、減損及びヘッジ会計は相互に関連性があることを重視、米国会計基準としては段階的に対応することなく金融商品全般として一括見直しする方法を採用している。

## おわりに

本稿では金融商品会計の再構築に際して、その発端となった世界金融危機の発生から拡大の流れ、それを受けた G20 による会計基準見直し要請と会計基準設定主体による暫定対応を考察した。世界金融危機はアメリカ発のサブプライム・ローンの信用危機が発端であったが、サブプライム・ローンを裏付けとした証券化商品の格下げ、その影響による同市場の流動性低下が招いたパリバ・ショック、さらには同証券化商品等を用いた資金調達方法が困難となったことによる金繰りの悪化からリーマン・ブラザーズが経営破綻、他の大手金融機関も経営が悪化する等の負の連鎖を通じて世界金融危機に拡大し

た。会計の視点からみると、サブプライム・ローンの信用危機段階では貸倒引当金、すなわち信用リスクの問題にとどまるに対して、世界金融危機段階ではこれに証券化商品やCDSの評価、すなわち市場リスクの問題が加わったことになる。また、証券化や資金繰り手法ともなうオフバランスの取扱いは、資産・負債の認識及び消滅の是非、すなわちリスク移転の問題であり、財務報告を通じて利用者にこれらの問題が把握できるように開示されていたかどうかの問題もある。IASB及びFASBによる金融商品等の会計基準の見直し作業は世界金融危機の再発防止が目的であるならば、盲目的にFCAGの指摘に従うのではなく、これらの問題解決に資するかどうかを視座となろう。

なお、世界金融危機の原因となったサブプライム・ローンの信用劣化、金融資産の証券化(再証券化)及びCDS等による影響拡大の分析、IASB等による金融商品の会計基準の見直し作業の進展等は別稿にて論じる予定である。

以上

#### 注

- 1 IASB及びFASBは2006年3月に会計基準の改善とコンバージェンスに向けた合意文書(Memorandum of Understanding)を公表、その一環として金融商品会計基準の複雑性の緩和を目指す共同作業を進めている。加えて金融危機の影響から、IASBは2008年11月に金融商品の分類及び測定規準の簡素化を通じて財務諸表の有用性の向上を図ることを目的としたIAS39置き換えプロジェクトを議題に取り上げ、次いでFASBも2008年11月に議題として取り上げるに至っている。IASBは2009年にIAS39置き換えプロジェクトを3つのフェーズ(第1フェーズは分類と測定、第2フェーズは減損の方法、第3フェーズはヘッジ会計)に分割して審議を進めている。
- 2 IAS32及びIAS39の公表当時の内容等は、吉田(2003, pp.26-32)を参照されたい。
- 3 日本における金融商品の包括的な会計基準は、企業会計基準審議会が1999年1月に公表した「金融商品に係る会計基準」が最初であり、現在では企業会計基準委員会が公表する「金融商品に関する会計基準」に引き継がれている。
- 4 サブプライム・ローンとは、信用力の比較的低いサブプライム層に対する住宅ローンのことである。一般的に貸出債権は債務者の信用力を示す債務返済能力や信用履歴等に基づき、信用力が高い階層はプライム、低い階層はサブプライムに区分される。
- 5 カントリーワイド・ファイナンシャルは、2008年にバンク・オブ・アメリカに救済買収されるに至った。
- 6 BNPパリバは2000年にパリ国立銀行とパリバが合併したものであり、この合併で87カ国の拠点に20万人の従業員、フランス国内に2200の支店、600万の個人顧客と6万の取引企業を抱えるヨーロッパ有数の巨大銀行となった。
- 7 ノーザンロックの母体は住宅ローン専門の金融機関であり、1997年10月に普通銀行に転換したイギリスの中堅銀行の一つである。資金調達の多くを市場性資金に依存していたため、金融市場の混乱や風評被害等から資金流動性に問題が生じてイングランド銀行が資金支援を実施、2008年2月に国有化されるに至った。
- 8 ベア・スターズの破綻理由は、短期金融であるレポ・債券貸借市場での流動性不足の深刻化による資金繰り難とされている。銀行と違って預金を取り扱わない投資銀行の資金調達はレポ・債券貸借市場に依存していたが、パリバ・ショックによるMBS価格の急落によって担保価値が低下、資金調達が困難となった。
- 9 リーマン・ブラザーズは1850年に設立された米国第四位の規模を持つ巨大証券会社・名門投資銀行の一つであり、2008年9月15日に連邦資産法第11条申請して倒産するまで格付AAA格付を受け、世界経済の中核とも言える存在であった。
- 10 AIGは米国に本拠を置く保険会社であり、米経済誌『フォーブス』の2007年版世界優良企業2000社番付では全業種通算で世界第6位、保険セクターでは第1位に位置付け、2008年9月21日までダウ平均株価の構成銘柄の1つであった。
- 11 クレジット・デフォルト・スワップとは、原資産に係る信用利権を移転する契約であるクレジット・デリバティブの一種である。クレジット・デフォルト・スワップは、信用リスクのヘッ

ジを希望するプロテクションの買い手と信用リスクに投資を希望するプロテクションの売り手で構成、買い手はクレジットイベント（債務不履行、倒産等）が発生した場合には売り手から現金等の支払いを受け一方、予めその対価である手数料を売り手に支払うことになる。

- 12 金融サミットの参加国及び国際機関は、G7（日本、アメリカ、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ）、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合（欧州委員会、オランダ、スペイン）、参加国際機関は国際連合、国際通貨基金、世界銀行、金融安定化フォーラムである。
- 13 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼル銀行監督委員会の上位機関であり、バーゼル銀行監督委員会のメンバー国の中央銀行総裁及び（非中央銀行の）監督当局長官から構成されている。なお、バーゼル銀行監督委員会は銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場であり、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進・強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。

参考文献

FASB (1990) SAFS No. 105 Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentration of Credit Risk.

FASB (1991) SAFS No. 107 Disclosures about Fair Value of Financial Instruments.

FASB (1993) SAFS No. 114 Accounting by Creditors for Impairment of a Loan an Amendment

of FASB Statements No. 5 and 15.

FASB (1993) SAFS No. 115 Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities.

FASB (1994) SAFS No. 119 Disclosure about Derivative Financial Instruments about Fair Value of Financial Instruments.

FASB (1996) SAFS No. 125 Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities.

FASB (1998) SAFS No. 133 Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities.

FCAG (2009) Report of The Financial Crisis Advisory Group.

FSF (2008) Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience.

FSF (2009a) Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System.

FSF (2009b) FSF Principles for Sound Compensation Practices.

FSF (2009c) FSF Principles for Cross-border Cooperation on Crisis Management.

GHOS (2009) Comprehensive response to the global banking crisis.

IASC (1995) IAS32 Financial Instruments: Disclosure and Presentation.

IASC (1998) IAS39 Financial Instruments: Recognition and Measurement.

外務省 (2008) DECLARATION SUMMIT ON FINANCIAL MARKETS AND THE WORLD ECONOMY, November 15, 2008.

外務省 (2009a) DECLARATION ON STRENGTHENING THE FINANCIAL SYSTEM, April 2, 2009.

外務省 (2009b) LEADERS' STATEMENT THE PITTSBURGH SUMMIT.

内閣府 (2008) 『世界経済の潮流 2008年12月』。

吉田康英 (2003) 『金融商品会計論』 税務経理協会。